

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
イラン	テヘラン市医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の交換公文	テヘラン市医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,534,000千円 2024.5.31まで	2018.2.12 テヘラン で (同日)	日本側 小林弘裕在イラン 大使 モフセン・アサ イラン側 デイイラリ厚生省国際担当 大臣代行	2018.2.22 51号
イラン	テヘラン市大気汚染分析機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の交換公文	テヘラン市大気汚染分析機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,242,000千円 2022.12.31まで	2018.2.12 テヘラン で (同日)	日本側 小林弘裕在イラン 大使 イラン側 モフセン・ア ラレン側 エトアガイー ラレン市交通・運輸担当副 市長	2018.2.22 52号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。